

ふるさと納税の指定基準等について

総務大臣が定める基準に適合した地方団体が、ふるさと納税の対象団体として指定される仕組みです。
下記の基準のいずれかに適合しなくなると認められる場合は、尾道市の指定は取り消されます。

主な指定基準	基準1：募集適正基準 制度の趣旨に沿った寄附募集方法であること 経費の割合は寄附総額の5割以下であること 基準2：返礼品割合基準 返礼品の割合は寄附額の3割以下であること 基準3：地場産品基準 地場産品として総務大臣が定める基準に適合するものであること
--------	---

令和8年10月1日以降の指定期間から上記の基準3「地場産品基準」の運用が厳格化されます。
運用に沿って証明事項を公表できない場合、ふるさと納税の返礼品として提供することができなくなります。

基準3の地場産品基準とは

ふるさと納税の返礼品が雇用の創出・地域経済の活性化等につながるものに限定されるよう総務省が定める基準です。
ふるさと納税の返礼品として登録するためには、総務省が示す基準（地場産品基準）を満たす必要があります。

地場産品基準（※抜粋、R8.6月時点）

号数	地場産品基準
1号	尾道市で生産されたもの
2号	尾道市内で原材料等の主要な部分が生産されたもの
3号	尾道市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことで付加価値が生じているもの イ 食肉の熟成又は玄米の精米の場合は、広島県内で生産されたものを原材料とするもの

令和8年10月に適用される改正内容（第3号返礼品：付加価値基準の明確化）

地場産品基準第3号に該当する返礼品については、これまで「区域内での工程が価値の過半を占めること」とされていた基準に新たに基準が追加されます。

（地場産品基準）

3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。

追加される基準

●製造者等による証明の義務化

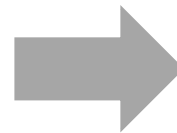
総務省が定める標準的な算定方法に基づいて返礼品等の製造等を行う事業者が「価値の過半が区域内の工程で生じていること」を証明する必要があります。

●ホームページ等での公表

地方団体が寄附募集を開始するまでに、上記の証明内容を地方団体のホームページ等で公表しなければ返礼品として認められなくなります。

現 状

- 製品等の返礼品は、区域内で「相応（過半）の付加価値が生じている」ことが要件
- 付加価値の算出方法は地方団体によって様々なため、次のような課題がある
 - ・同じ製品等について複数の団体が自らの地場産品と主張することができる
 - ・本当に区域内で付加価値の過半が生じている地場産品であるか疑義のある事例がある



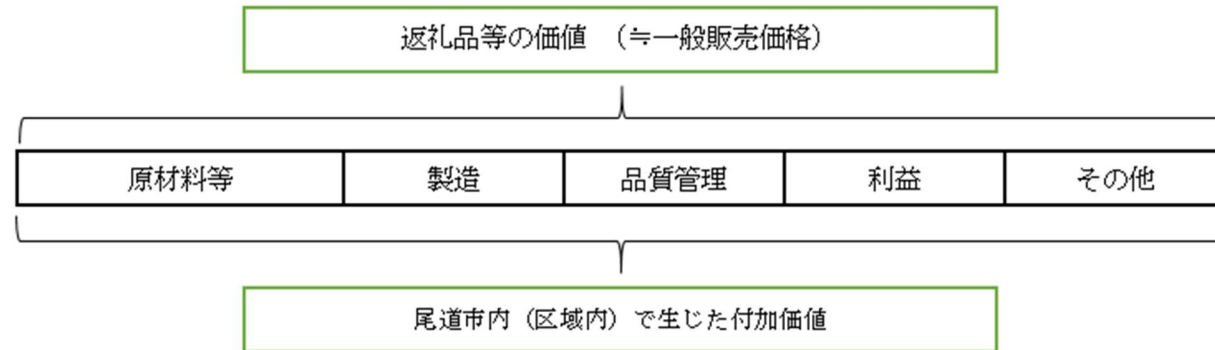
改正後

- 付加価値割合の算出方法が**原則価格に基づく算出**になる
- 製造・加工等の返礼品について、**当該返礼品の製造等を行う者が価値の過半が区域（尾道市）内で生じたことを証明するとともに、返礼品提供開始日までに地方団体（尾道市）がその証明事項を一覧で公表する**

付加価値基準の算定方法について

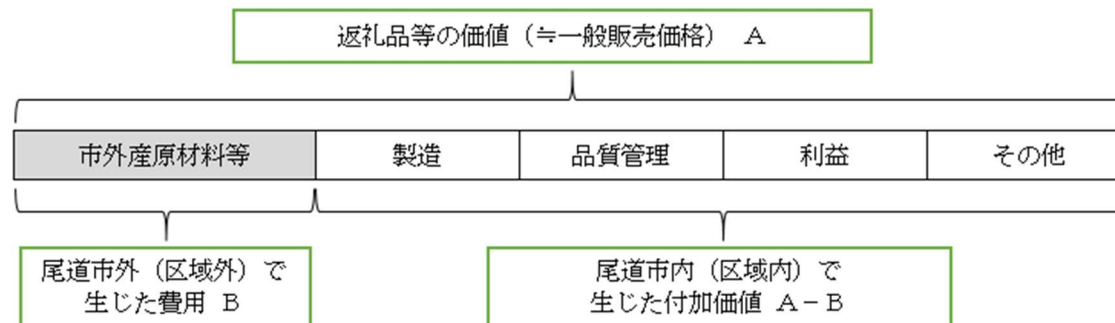
- 尾道市産の原材料等を仕入れて、加工等の全工程を尾道市内で行っている場合

付加価値割合 100%



- 尾道市外産の原材料等を仕入れて、主要な工程を尾道市内で行っている場合

付加価値割合 = 尾道市内での付加価値 / 返礼品の価格



例：返礼品等の価値（A）が10万円で、尾道市外で生じた費用（B）が4万円の場合、尾道市内での付加価値割合は、 $(10万円 - 4万円) \div 10万円 = 0.6 \Rightarrow 60\%$ になります。

令和8年10月に適用される改正内容（第3号返礼品：調達費用の妥当性）

付加価値を算出する際の基礎となる「調達費用（地方団体への納入価格）」は、合理的かつ妥当なものでなければなりません。

●価格の妥当性

一般消費者に対して販売する「通常の販売価格（一般販売価格）」より合理的な理由がなく高額な設定で地方団体に納入している場合、付加価値基準の適合性に疑義が生じます。

【不適切な事例】

区域内付加価値を50%超の価値に引き上げるために、恣意的に納入価格（分母）を高く設定すること等は認められません。

●ホームページ等での公表

「通常の販売価格（一般販売価格）」についても、地方団体のホームページ等での公表が必須となります。

現 状

- 返礼品等の確認事務において、地方団体による返礼品等の調達費用について、返礼品取り扱い事業者等が一般に販売する小売価格に比べ相当程度高額なケースがあることが確認された。



改正後

- 「付加価値基準」に基づく返礼品については、当該返礼品の製造等を行う者による「価値の過半が区域内で生じた」ことの証明に加えて、**一般小売価格も併せて証明書に記載**することとし、それらの**内容を公表**する。

ふるさと納税返礼品の基準見直しについては、新規で提供を開始するものだけでなく、令和8年10月以降に返礼品として提供する全ての返礼品が対象になります。

証明事項を公表できない場合、返礼品として提供することができなくなります。

返礼品を提供される事業者の皆様におかれましては、改正内容をご確認いただき、以下の書類の提出をお願いします。

○様式1 ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

○様式2 証明書

【様式1】 ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

所在地等：

事業者名：

代表者職・氏名：

作成年月日

：赤枠内の項目は公表対象です。

(単位：円、%)

No.	必要寄附金額	返礼品等の名称	尾道市内において生じた価値の割合 ※自動反映	尾道市内において生じた価値の割合の算出方法※1			返礼品等の製造・加工地 ※2	尾道市における調達費用 A	一般販売価格 ※3	当該返礼品の製造・販売等のために尾道市外で生じた費用 B
				標準的な算出方法	その他の算出方法					
					その他の算出方法の詳細	その他の算出方法とする理由				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

※1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を入力し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を入力した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載してください。
区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりです。
なお、「価値の過半が生じている」ことについては、算出された「区域内において生じた価値の割合」の値が50%を超えているか(※50%では超えていないため、基準を満たしません。)により判断します。

■算式 (A - B) / A

■算式の符号 A：当該地方団体による返礼品等の調達費用
B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名(例：○○県○○市)、国外の場合は国名を記載してください。
※3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載してください。なお、当該返礼品等が非売品の場合は、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載してください。

